

改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 有限責任中間法人 第一節 設立（第三条） 第二節 管理 第一款 社員総会（第四条・第五条） 第二款 計算等（第六条―第十八条） 第三款 解散（第十九条） 第四節 清算（第二十条―第二十五条） 第三章 無限責任中間法人 第一節 管理（第二十六条―第三十条） 第二節 清算（第三十一条） 第四章 雑則 第一節 電磁的記録及び電磁的方法等（第三十二条―第三十八条） 第二節 情報通信の技術の利用（第三十九条―第四十八条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この省令は、中間法人法（平成十三年法律第四十九号。以下「法」という。）の委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第二条 この省令において、「有限責任中間法人」、「無限責任中間法人」、「基金」又は「代替基金」とは、それぞれ法第二条に規定する有限責任中間法人、無限責任中間法人、基金又は代替基金をいう。	（新設） （定義） 第一条 この規則において「有限責任中間法人」、「基金」又は「代替基金」とは、それぞれ中間法人法（平成十三年法律第四十九号。以下「法」という。）第二条に規定する有限責任中間法人、基金又は代替基金をいう。 （新設） （新設）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 電磁的方法 法第三十四条第四項に規定する電磁的方法をいう。
- 二 各清算事務年度 法第八十九条の四第一項に規定する各清算事務年度をいう。

第二章 有限責任中間法人

第一節 設立

第三条 法第十一条第一項第三号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- 三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 四 信用金庫又は信用金庫連合会
- 五 労働金庫又は労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫

第二節 管理

第一款 社員総会

（理事等の説明義務）

第四条 法第三十四条の二（法第三十五条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 - イ 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を有限責任中間法人に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより有限責任中間法人その他の者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第五条 法第三十五条（法第三十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。第四章第二節を除き、以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第五十五条第三項から第五項までの規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四 社員総会に出席した理事又は監事の氏名

五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 法第三十五条の二第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（会計帳簿の作成）

第六条 法第五十八条の三第一項の規定により有限責任中間法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産の価額については、次条から第十二条までの規定の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（流動資産の評価）

（新設）

第二条 有限責任中間法人の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、次条から第八条までの規定の定めるところによる。

（新設）

（流動資産の評価）

（新設）

（財産の評価）

第二款 計算等

第七条 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとすることを妨げない。

(固定資産の評価)

第八条 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

(金銭債権の評価)

第九条 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。

(社債その他の債券の評価)

第十条 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2 第七条第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

(株式その他の出資の評価)

第十一条 株式については、その取得価額を付さなければならない。

2 第七条第一項ただし書及び第二項並びに第九条第三項の規定は、市場価格のある株式について準用する。

3 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、持分会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

第三条 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとすることを妨げない。

(固定資産の評価)

第四条 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

(金銭債権の評価)

第五条 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。

(社債その他の債券の評価)

第六条 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2 第三条第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

(株式その他の出資の評価)

第七条 株式については、その取得価額を付さなければならない。

2 第三条第一項ただし書及び第二項並びに第五条第三項の規定は、市場価格のある株式について準用する。

3 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

(のれんの評価)

第十二条 のれんは、有償で譲り受け又は合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(貸借対照表等の作成)

第十三条 法第五十九条第一項及び第二項の規定による貸借対照表、同項の規定による損益計算書並びに事業報告書並びにこれらの附属明細書の作成については、次条から第十七条までの規定の定めるところによる。

(作成の基本原則)

- 第十四条 貸借対照表及び損益計算書への記載は、有限責任中間法人の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭にしなければならない。
- 2 事業報告書への記載は、有限責任中間法人の状況を正確に判断することができるよう明瞭にしなければならない。
- 3 前二項の規定は、附属明細書について準用する。
- 4 貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書に記載すべき金額は、千円単位をもって表示することができる。

第十五条 法第五十九条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、有限責任中間法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 法第五十九条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(引当金)

第十六条 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。

(基金等)

第十七条 基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。

2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

(のれんの評価)

第八条 のれんは、有償で譲り受け又は合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(貸借対照表等の記載事項等)

第九条 法第五十九条第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書に記載すべき事項及びその記載の方法は、次条から第十二条までの規定の定めるところによる。

(作成の基本原則)

- 第十条 貸借対照表及び損益計算書への記載は、有限責任中間法人の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭にしなければならない。
- 2 事業報告書への記載は、有限責任中間法人の状況を正確に判断することができるよう明瞭にしなければならない。
- 3 前二項の規定は、附属明細書について準用する。
- 4 貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に記載すべき金額は、千円単位をもって表示することができる。

(新設)

(引当金)

第十一条 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。

(基金等)

第十二条 基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

(監査報告書)

第十八条 法第六十条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 監事は、法第五十九条第二項の書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書が当該有限責任中間法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 事業報告書及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該有限責任中間法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告書を作成した日

第三節 解散

第十九条 法第八十四条第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面で行わなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、有限責任中間法人の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。

一 当該有限責任中間法人の名称及び主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所

二 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

三 まだ事業を廃止していない旨

四 届出の年月日

五 登記所の表示

3 代理人によって届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は前項の書面に押印すべき有限責任中間法人の代表者の印鑑は、法第五百一十一条第一項において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十條第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第八十四条第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(届出の手續)

第十三条 法第八十四条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百六条ノ三第一項の届出（以下「届出」という。）は、書面で行わなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、有限責任中間法人の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。

一 有限責任中間法人の名称及び主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所

二 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

三 まだ事業を廃止していない旨

四 届出の年月日

五 登記所の表示

3 代理人によって届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は前項の書面に押印すべき有限責任中間法人の代表者の印鑑は、法第五百一十一条第二項において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十條の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第八十四条において準用する商法第四百六条ノ三第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

第四節 清算

(新設)

(財産目録)

第二十条 法第八十九条の三第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

(新設)

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、解散の日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算中の有限責任中間法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額又は製作価額とみなす。

(清算開始時の貸借対照表)

第二十一条 法第八十九条の三第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

(新設)

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第十四条第一項及び第四項の規定は、第一項の貸借対照表について準用する。

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第二十二条 法第八十九条の四第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。

(新設)

2 前項の貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 第十四条第一項及び第四項の規定は、第一項の貸借対照表及びその附属明細書について準用する。

(各清算事務年度に係る事務報告書)

第二十三条 法第八十九条の四第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告書及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。

(新設)

2 前項の事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

3 第十四条第二項の規定は、第一項の事務報告書及びその附属明細書について準用する。

(監査報告書)

第二十四条 法第八十九条の四第三項の規定による監査については、この条の定めるところ

(新設)

による。

2 監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該有限責任中間法人の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る事務報告書及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該有限責任中間法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告書を作成した日

(決算報告書)

第二十五条 法第九十条の第三第一項の規定により作成すべき決算報告書は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

第三章 無限責任中間法人

第一節 管理

(会計帳簿の作成)

第二十六条 法第六十六条の第三第一項の規定により無限責任中間法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産の価額については、次条から第二十九条までの規定の定めるところによる。

(流動資産の評価)

第二十七条 流動資産については、その取得価額、製作価額又は時価を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

(金銭債権の評価)

第二十八条 金銭債権については、その債権金額から取り立てることができない見込額を控除した額を超えることができない。

(新設)

(準用)

第二十九条 第六条第二項及び第八条の規定は、第二十六条の会計帳簿について準用する。

(新設)

(貸借対照表)

第三十条 法第百六条の五第一項及び第二項の規定による貸借対照表の作成については、この条の定めるところによる。

(新設)

2 法第百六条の五第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、無限責任中間法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 法第百六条の五第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

第二節 清算

(新設)

第三十一条 第二十条第二項及び第二十一条第二項及び第四項の規定は、法第百七条第一項において準用する法第八十九条の三第一項及び法第百二十一条第五項の規定による財産目録及び貸借対照表の作成について準用する。

(新設)

第四章 雑則

(新設)

第一節 電磁的記録及び電磁的方法等

(新設)

(電磁的記録)

第三十二条 法第十条第二項に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(新設)

(電子署名)

第三十三条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

(新設)

一 法第十条第二項

二 法第九十三条第二項

三 法第二百二十二条第四項

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（検査役が提供する電磁的記録）

第三十四条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十一年法務省令第二十三号）第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

一 法第十七条第四項（法第三十七条第二項及び第七十五条第二項において準用する場合を含む。）

二 法第七十条第四項

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第三十五条 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一 法第十七条第六項（法第三十七条第二項及び第七十五条第二項において準用する場合を含む。）

二 法第七十条第六項

（電磁的方法）

第三十六条 法第三十四条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電

（新設）

（新設）

（新設）

気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十七条 法第六十八条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(中間法人法施行令に係る電磁的方法)

第三十八条 中間法人法施行令（平成十七年政令第三百六十五号）第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

第二節 情報通信の技術の利用

(定義)

第三十九条 この節において使用する用語は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この節において「電子文書法」という。）において使用する用語の例による。

(保存の指定)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十条 電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

一 法第五十八条の第三第二項の規定による会計帳簿又は資料の保存

二 法第六十一条第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、事業報告書、議案、附属明細書若しくは監査報告書又はこれらの謄本の保存

三 法第六十一条の二の規定による計算書類等の保存

四 法第六十八条第一項の規定による定款、社員名簿、議事録若しくはその写し又は書面若しくはその写しの保存

五 法第八十九条の第三第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録等の保存

六 法第八十九条の四第二項の規定による貸借対照表又はその附属明細書の保存

七 法第八十九条の四第四項の規定による貸借対照表、事務報告書若しくはこれらの附属明細書又は監査報告書の保存

八 法第九十条の四第一項又は第三項の規定による帳簿資料の保存

九 法第六百六条の三第二項の規定による会計帳簿又は資料の保存

十 法第六百六条の五第三項の規定による貸借対照表の保存

十一 法第二百一十一条の二第一項、第二項又は第四項の規定による帳簿資料の保存

十二 法第二百二十七条第一項又は第二項の規定による合併契約書、貸借対照表又は損益計算書の保存

十三 法第三百三十四条第一項の規定による書面の保存

十四 法第四百四十三条第一項又は第二項の規定による合併契約書、貸借対照表又は損益計算書の保存

十五 法第四百四十八条第一項の規定による書面の保存

（保存の方法）

第四十一条 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この節において同じ。）をもつて調製するファイル（以下単に「ファイル」という。）により保存する方法により行わなければならない。

2 民間事業者等が前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができるための措置及び書面を作成する

（新設）

（新設）

ことができるための措置を講じなければならない。

（作成の指定）

第四十二条 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、次に掲げる作成とする。

一 法第五十九条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、事業報告書、議案又はこれらの附属明細書の作成

二 法第二百二十六条第一項の規定による合併契約書の作成

三 法第二百三十四条第一項の規定による書面の作成

四 法第二百三十六条第一項の規定による合併契約書の作成

五 法第二百四十二条第一項の規定による合併契約書の作成

六 法第四百四十八条第一項の規定による書面の作成

（作成の方法）

第四十三条 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる作成に代えて当該作成をすべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもつて調製する方法により行わなければならない。

（縦覧等の指定）

第四十四条 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一 法第六十一条第二項（法第八十九条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類の縦覧等

二 法第六十八条第二項第一号の規定による書面又はその写しの縦覧等

三 法第六十九条第一項の規定による会計帳簿又は会計の書類の縦覧等

四 法第二百二十七条第三項（法第二百三十四条第二項及び第四百四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の縦覧等

五 法第四百四十三条第三項の規定による書類の縦覧等

（縦覧等の方法）

第四十五条 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録の縦覧等を行う場合は、民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に当該縦覧等に係る事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている当該事項を記載した書面を縦覧等に供する方法により行わなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(交付等の指定)

第四十六条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

- 一 法第十七条第六項（法第三十七条第二項及び第七十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による書面の写しの交付等
- 二 法第五十九条第三項の規定による貸借対照表、損益計算書、事業報告書又は議案の交付等
- 三 法第六十一条第二項（法第八十九条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類の謄本又は抄本の交付等
- 四 法第七十条第六項の規定による書面の写しの交付等
- 五 法第二百二十七条第三項（法第三百三十四条第二項及び第四百四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の謄本又は抄本の交付等
- 六 法第四百四十三条第三項の規定による書類の謄本又は抄本の交付等

(交付等の方法)

第四十七条 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電子文書法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(交付等の承諾)

(新設)

(新設)

第四十八条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式	（新設）
---	-------------